

## 鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、市町村が母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項及び第2項に基づき実施する、短期入所型又はデイサービス型産後ケアを行う施設及び設備の整備促進を図ることにより、産婦の心身のケアを行う施設の増加・充実等を行い、産後の児童虐待防止及び子育て支援に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる補助基準額と同表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を比較していずれか低い額に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を行う20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに

行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	産後ケア施設・設備整備事業
2 事業実施主体	産後ケア事業実施者
3 補助基準額	1か所当たり10,000,000円（ただし、デイサービス型の場合は、2,000,000円）
4 補助対象経費	<p>産後ケア（短期入所型又はデイサービス型）を行うにあたり、施設や設備を整備するために必要な以下の経費（ただし、当該施設運営職員の人工費に関するものは対象外とする。）。</p> <p>(1)建物の増改築に要する経費（解体撤去を伴う場合はそれに関連する費用を含む。）  (2)建物に付随する設備の設置等に要する経費  (3)備品の購入に要する経費  (4)借家に係る賃借料（新規開設後12カ月分の賃借料を上限とする）  (5)その他知事が認めるもの</p>
5 補助率	1／2
6 重要な変更	<p>(1)本補助金の増額変更  (2)事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更</p>

様式第1号（第4条関係）

年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業計画書

1 実施施設の概要

（1）施設の名称及び所在地

（2）設置主体及び運営主体

（3）入所（利用）定員

（4）事業開始予定日 ※新設の場合のみ

2 事業計画の概要

（1）事業内容

（2）事業の目的

3 事業費内訳

（1）対象経費の実支出予定額

（単位：円）

科目	金額	算出内訳
増改築費		
備品購入費		
合計		

※記載内容が多い場合は、上記内容が分かるものを別紙として添付に代えても差し支えない。

4 他の補助金の活用の有無（有・無）※いずれかに○を付すこと。

（「有」に○を付した場合、下記についても記載すること。）

・補助金名

・事業内容

・補助金に係る問合せ先（補助金所管部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）※いずれかに○を付すこと。

6 添付書類

（1）補助金申請額内訳書（別紙1）

（2）見積書等金額が確認できる書類

（3）建物平面図及び立面図 ※建物の増改築を行う場合

（4）現状が確認できる建物・備品の写真

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名

印

### 年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

#### 1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

#### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

#### 3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

#### 4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金交付要綱（〇年〇月〇日付第〇〇号子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

#### 5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

様式第4号（第7条関係）

年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業報告書

1 実施施設の概要

（1）施設の名称及び所在地

（2）設置主体及び運営主体

（3）入所（利用）定員

（4）事業開始予定日 ※新設の場合のみ

2 事業実績の概要

（1）事業内容

（2）事業の実績

3 事業費内訳

（1）対象経費の実支出額

（単位：円）

科目	金額	算出内訳
増改築費		
備品購入費		
合計		

※記載内容が多い場合は、上記内容が分かるものを別紙として添付に代えても差し支えない。

4 他の補助金の活用の有無（有・無）※いずれかに○を付すこと。

（「有」に○を付した場合、下記についても記載すること。）

・補助金名

・事業内容

・補助金に係る問合せ先（補助金所管部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）※いずれかに○を付すこと。

6 添付書類

（1）補助金精算額内訳書（別紙2）

（2）契約書、請求書、支払領収書の写し

（3）建物平面図及び立面図 ※建物の増改築を行う場合

（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可）

（4）改修した建物主要部分の写真、購入備品の写真

様式第6号（第7条関係）

第 年 月 号  
日

年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業仕入控除税額確定報告書

様

職 氏 名 印

年 月 日付第 号で交付の決定（又は変更決定）された補助金について、鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付金の確定額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円

## 年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金 申請額内訳書

(単位:円)

事業名	補助対象経費の 実支出予定額 A	補助基準額 B	算定基準額 (AとBのいずれか低い額) C	県補助所要額 $C \times 1/2 = D$

## (記入上の注意)

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 D欄には、1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。

## 年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金 収支予算書

### 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
県補助金		
市町村補助金		
事業者負担額		
合 計		

### 支出の部

(単位:円)

事業名	予算額	財源内訳		
		県補助金		
合 計				

## 別紙2

## 年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金 精算額内訳書

(単位:円)

事業名	補助対象経費の 実支出予定額 A	補助基準額 B	算定基準額 (AとBのいずれ か低い額) C	県補助所要額 $C \times 1/2 = D$	交付決定額 E	受入済額 F	差引額 (F-D) G

## (記入上の注意)

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 D欄には、1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。

## 年度鳥取県産後ケア施設・設備整備事業費補助金 収支決算書

## 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額	比較		備考
			増	減	
県補助金					
市町村補助金					
事業者負担額					
合 計					

## 支出の部

(単位:円)

事業名	予算額	決算額	財源内訳			比較	
			県補助金			増	減
合 計							